

# 飛幡中学校部活動規約 **生徒用**

## 目的

- 部活動は、学級や学年をはなれて、共通の興味関心を持つ職員・生徒によって組織する。
- 技能の習熟を図るだけでなく、ルールを守る社会性やチームメイトとの協調性を養うことによって心身のバランスのとれた健全な生徒を育てる。

## 各部の構成

- 担当職員の希望と生徒の希望により各部を構成し、活動は4月から3月までの1年間とする。
- 担当職員がいなくなった部、入部希望者が少なく活動が存続していくのが困難な部については、部活動顧問者会議及び職員会議で検討し、休部・廃部とする。
- 各部は、キャプテンもしくは部長（1名）を選び活動計画を立てる。
- 部の活動について必要に応じ部活動顧問者会議及び職員会議を実施する。（トラブル等）

## 入退部

- 部加入は生徒の希望により1人1部とする。
- 入部、転部、退部については各部担当顧問、学級担任及び保護者の許可及び承認を得て行う。

## 活動時間・場所

- 平日の放課後及び土曜日、日曜日、祝日、休業日の活動は、校長の許可を得て部活動顧問の指導があれば実施できる。
- 活動時間は、平日…**2時間程度** 休日…**3時間程度**とする。  
※活動終了後 30分以内 に下校すること  
※完全下校時間 夏季(4月～10月)：19:00 冬季(11月～3月)：18:30
- 早朝練習は、大会前等の一定期間において、校長の許可を得て部活動顧問の指導があればできる。
- 下校指導を受けたら、直ちに活動を中止して、使用箇所の整理、施錠を行い下校する。  
※終礼後、部活生徒は速やかに下校する。(いつまでも学校に残らない)
- 活動場所は校内を原則とするが、学校外での活動は校長の許可を得て部活動顧問の指導があればできる。
- 運動場、体育館、武道場及び多目的ホールの使用については、該当各部の部活動顧問の協議により、使用割りを決定する。
- 部室についても、該当各部の部活動顧問の協議により、使用割りを決定する。また、部室の使用にあたっては、定期的に清掃をして清潔に保つよう心がける。
- 雨天時・校舎内を使用する場合は、けが・破損などについては十分に気をつけて使用する。  
※校舎内（廊下・階段等）を走ることは禁止とする。
- 定期考查前の部活動中止期間については、考查前1週間を、原則として休みとする。  
※ただし、大会前などで保護者・職員会議の承認を得ればこの限りではない。

## **休養日の設定**

- 週当たり2日以上の休養日を設定すること。  
※土・日曜日のいずれか一方を休養日とすることに加え、平日（祝日を含む）に週当たり1日以上の休養日を設定すること。
- 大会等の事情により、土・日曜日に休養日を設定できない場合は、他の日に休養日を振り替え、少なくとも週1日は休養日を設定すること。  
※部活動の状況により、週当たり土・日曜日に休養日が設定できない場合であっても、必ず月に2回は土日の休養日を設定すること。
- 土日連日2日間の練習や練習試合等の活動は禁止とする。
- 第3水曜日を全市一斉部活動休止日とする。
- 定時退校日の基本的に活動時間は18時までです。

## **その他**

- 部室の鍵は職員室で管理し、生徒が所持しない。活動後は、確実に顧問に使用した鍵を返却すること。  
また、部室を部活動以外の目的で使用したり、体育館、運動場、武道場、多目的ホールなどの使い方がよくない場合は顧問者会議の決定のもとに部室や各活動場所の使用を禁止する。  
※使用場所は授業等で使用できる状態にすること。
- 土日の部活動等でも、携帯電話等の持ち込みは基本的に禁止です。
- 昼食では、お菓子等を禁止とし、校外に買いに出たりしない。昼食場所は各部で指定された場所です。（基本的に顧問の担任クラス、顧問が担任でない場合は、それぞれ調整する）食事後の清掃、戸締りは各部で責任をもって行う。

**学校生活が最優先です！**

**『授業』や『生徒会活動』などがきちんと行えるよう  
にしましょう。**

**※以上の飛幡中学校部活動規約を守って、部活動に取り組むよ  
うにしてください。**